

令和 2 年第 1 回臨時会 五ヶ瀬町議会会議録

開 会 令和 2 年 1 月 3 1 日
閉 会 令和 2 年 1 月 3 1 日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和２年第１回五ヶ瀬町議会臨時会議録

(初 日)
令和２年１月３１日

○ 会議に付した事件

- 日程第 １． 会議録署名議員の指名
日程第 ２． 会期の決定について
日程第 ３． 報告第１号
専決処分の承認を求めることについて
日程第 ４． 議案第１号
工事請負契約の締結について
日程第 ５． 議案第２号
工事請負契約の締結について

○ 出席議員（７名）

- | | |
|--------------|--------------|
| １ 番 佐藤 成志 議員 | ２ 番 綾 健一 議員 |
| ３ 番 秋本 良一 議員 | ４ 番 白瀧 徹哉 議員 |
| ６ 番 甲斐 松男 議員 | ７ 番 小笠まゆみ 議員 |
| ９ 番 甲斐 政國 議員 | |

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 原田 俊平
教 育 長 猪野 貴一
監 査 委 員 菊池 孝男

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長 宮崎 信雄	農 林 課 長 廣本 憲史
総 務 課 長 戸高 勝洋	建 設 課 長 田原 昭生
企 画 課 長 小迫 幸弘	会 計 室 長 北島 隆二
町 民 課 長 齊家 晃	教 育 次 長 甲斐津世志
福 祉 課 長 武内 秀元	病院事務長 奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 垣内 広好 書 記 西川 公香

午前 9 時58分開会

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和 2 年第 1 回五ヶ瀬町議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

次に、本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。また、本日の会議に事前許可を受けたものに限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、7 番、小笠まゆみ議員、1 番、佐藤成志議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日限りと決定しました。

日程第 3. 報告第 1 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 3、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。専決処分をいたしましたのは、平成 31 年年度五ヶ瀬町一般会計補正予算専決第 1 号です。今回の補正は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により補正予算第 3 号以降に生じた職員の異動に伴う人件費の組み換えと町議会議員補欠選挙に伴う選挙費を 12 月 26 日付けで専決処分したものです。歳入歳出予算総額は、それぞれ 49 億 9,300 万円と補正前の金額と変更ありません。それでは、1 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入についてご説明します。まず歳入について補正額はありません。次に 2 ページ歳出について説明します。選挙人社会福祉費を増額し、農業費と予備費を減額したものです。選挙費は町議会議員補欠選挙に伴う報酬、職員手当、消耗品等の需用費、委託料等を増額し、職員の異動に伴う社会福祉総務費の給料、職員手当、共済費を増額し、農業総務費の給料、職員手当、共済費を減額したものです。予備費については減額しております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を集結します。これから本件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。報告第１号、専決処分の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって本件は、報告のとおり承認されました。

日程第４．議案第１号

○議長（甲斐 政國君）

次に、日程第４、議案第１号工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第１号工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき５千万円以上の工事請負契約の締結については議会の議決が必要とされております。本件は平成３１年度五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム整備工事における工事請負契約であります。同工事は、現在アナログ無線電波で運用しております防災行政無線システムをデジタル無線電波での運用に変更し防災・災害対応への機能向上を行うための工事であります。この工事について令和元年１２月１７日に公募型プロポーザル審査会を開催し、その結果ニシム電子工業株式会社宮崎支店支店長山下淳を工事候補者と決定しております。工事請負金額は３億１，９００万円であります。工期は契約の日から令和３年３月３１日までとしております。なお、工期の変更、設計変更に伴う請負金額の１割以内の変更につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分に対応するものであります。以上で説明を終わります。御審議の程よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。１番佐藤成志議員。

○議員（１番 佐藤 成志君） １番、佐藤です。

昨日この件につきましては説明を受けましたけれども、屋外施設についての質問をさせてい

たきます。屋外施設については、今現在あるところでは聞きにくいところが何箇所かあるというふう聞いております。今度また建てるにあたりまして、地域の移転等を考えているのか。以上であります。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。新しいシステムの設定にあたりましては、屋外施設の変更は考えてございませんが、設置個所については数か所の変更を考えてございます。具体的には9区でありますとか、三ヶ所地区の方が1基、坂本地区の方も場所の変更は考えております。以上です。

○議長（甲斐 正國君） 他にありませんか。ありませんか。7番小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠 まゆみ君） 7番小笠でございます。大変有効的な、これまでに比べたら色んな分野にかゆいところに手が届くシステムではないかなと思っています。これだけの金額をかけてやり直すという時期になってまいりましたが、活用してもらわないとどうしようもないというところが前提にあると思います。独居世帯とか高齢者の方々に十分な周知徹底をしていかなければならないと考えますが、町民に対する周知徹底がどのようなプログラムで行われるようになっているのか、決まっているようでしたら教えてください。

○総務課長（戸高 勝洋君） 具体的に町民の方たちに周知していく方法については、事業が始まった時にまた検討していくことになると思いますが、それより先に議員さん方とか公民館長さん方については、こういったシステムになっていくということについては説明したいと考えております。以上です。

○議長（甲斐 正國君） 7番小笠まゆみ議員

○議員（7番 小笠 まゆみ君） これまで色んな事業等も含めてですけれども、議員、それから公民館長さん、組長さん方という形で町民の方たちに降りていかなければならない情報というのが、何も聞いとらんぞ、聞いたっちゃ分からんぞというような世帯もあるということも念頭においていただいて、全町一丸となって例えば福祉分野であり色んな所が関連してまいりますので、周知徹底して誰一人残さずにやっていただきますようお願いします。

○議長（甲斐 正國君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 正國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を集結します。

これから本件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 正國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第1号工事請負契約の締結について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 正國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 2 号

○議長（甲斐 政國君）

次に日程第 5、議案第 2 号工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第 2 号工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき 5 千万円以上の工事請負契約の締結については議会の議決が必要とされております。本件は、平成 3 1 年度五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事における工事請負契約であります。同工事は昭和 4 7 年に建設された本庁舎において、電算機器等導入における狭隘、建設課及び倉庫の分散化、耐震性能の不足など様々な問題を解決し町民生活の向上や行政効率を一層高めていくため、新庁舎を建設するものであります。この工事は令和 2 年 1 月 2 2 日、事後審査型条件付一般競争入札を実施し、審査の結果、志田・矢野特定建設工事共同企業体代表構成員株式会社志田組代表取締役志多宏彦工事候補者と決定しております。工事請負金額は 1 5 億 2, 3 5 0 万円であります。工期は契約の日から令和 3 年 3 月 2 6 日までとしております。なお、工期の変更、設計変更に伴う請負金額の 1 割以内の変更につきましては、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき専決処分に対応するものであります。以上で説明を終わります。御審議の程よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 正國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。7 番小笠まゆみ議員。

○議員（7 番 小笠 まゆみ議員） 確認させてください。お尋ねをいただきましたのでこの場で確認をさせていただきたいのですが、火災報知設備というものも契約に入っているという風に聞いていますが、その保守管理の選定というのは町の方で行うという認識でよろしいでしょうか。・・・議長。

○議長（甲斐 正國君） 7 番小笠まゆみ議員。

○議員（7 番 小笠 まゆみ君） ここではなくても、はっきり分かった段階でまた教えて頂ければと思います。最初に保守点検とかをすることが前提の上での工事なのか、工事が全部完了した上で保守点検業務は別会社にお問い合わせするものなのか、というところを知りたかった質問であります。どなたが回答していていいかということがはっきりされないようですので、分かった時点で構いません。その点また教えて頂けるとありがたいです。

○議長（甲斐 正國君） 今分かればですけども、後日でも構わないということですが、よろし

いですか。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。ただいま小笠議員の方から火災報知機の管理、この工事請負も含めてどうなっているのかとのことですが、今までどおりとは思いますが、再度担当の方としっかり設計書の方を見せていただいて、また総務課長の方から回答させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（甲斐 正國君） ほかにありませんか。6番甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 6番 甲斐松男です。新庁舎建設の工事の請負期間が令和3年3月26日までとなっていますけども、工事延長が予想されますけれども、工事が突貫工事で進むのかなと期待しています。これについては工事設計どおりに施行されるようにチェック体制を整えて、工事ミスがないように施行されればありがたいと思っていますところですけども、その部分どんな風なのか建設課長でよろしいのですがどうでしょうか。

○議長（甲斐 正國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。全員協議会の中でもその話題が出ましたけれども、もちろん私共も全部全く見ないわけではないので、中間検査や工程会議にも出席しますので、その中できちんとしたものが出来上がる様に務めて参りたいと思います。以上です。

○議長（甲斐 正國君） ほかにありませんか。1番 佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 1番佐藤です。先般より新庁舎については町有林の使用であるとか町内でできました杉材等を利用して欲しいとお願いしてありますけれども、計画の中に木材使用は入っているかと思いますが、町有林または町産材の使用についてはどうでしょうか。

○議長（甲斐 正國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。佐藤成志議員のご質問ですけれども、町有林、町産材の使用ということで設計の中に、新年度予算の予算審査の中で申し上げたいと思っていたのですが、今の段階では110立米くらいを利用するよていで考えております。以上です。

○議長（甲斐 正國君） 他にありませんか。3番秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一議員） 3番秋本です。安全面についてお尋ねします。工事が実際施工に入ることになりますが、ご存じのように中学生の通学路としても利用されているわけですが、通学路の安全面についての設計の内容についてどういう対応をされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 正國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。そこまでは詳しい回答はできないのですが、もちろん工事が始まりますと、すぐには目に見えてはこないのですが、基礎的な地盤等の改良から進むと思いますが、向こう側の歩道側には何も飛散しないようなフェンス等の設置はされてくると

思います。具体的にこうというのはまだ言えないんですけれども、中学生はもちろん町道側に行く車とかに飛散物等が当たらないようなフェンス等の設置はしていかなければならないと思っています。以上です。

○議長（甲斐 正國君） 3 番秋本良一議員。

○議員（3 番 秋本 良一議員） ご存じのように中学生はグループになって通学、帰る時もグループになって歩道付近を歩くのをよく見かけますが、当然ですが学校の方からもまた注意をしてもらうようなことを教育委員会からもまたしていただきたいとも思いますし、子どもたちの行動に対しても目配り気配りををしていただいて、事故等ないようにご指導いただきますようお願いをして終わります。

○議長（甲斐 正國君） 2 番綾健一議員。

○議員（2 番 綾 健一君） 2 番綾でございます。先程佐藤議員の方から質問があった件について追加で質問したいと思います。町有林を使用されるということですが、その中でシンボルとして使われる計画はあるのか。また丸太で使われるのか角材で使われるのか、説明をお願いします。

○議長（甲斐 正國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。ちょっと質問が難しいんですけれども、丸太のまま使うというのはないと思います。床板とか壁に使う分にとことこの 1 1 0 立米ですので、具体的にこういった形になりますというのが出てくれば、例えば議場の天井に使用されるんですけれど、丸太がぼーんという感じとは違うと思っていますので。例えば町民ホールなんか木を 1 本というような感じにはスペース的な問題もあるところで、今の段階では無理ではないかなと思っています。以上です。

○議長（甲斐 正國君） ほかにありませんか。4 番白瀧徹哉議員。

○議員（4 番 白瀧 徹哉君） 4 番白瀧徹哉です。近年の大規模災害、特に大雨を想定した止水板、当初話を聞いていたわけですが、今後具体的に対策を取ってていけるのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 正國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。止水板については、三ヶ所川と貫原橋がありますけれども、本来はもう少し嵩上げ、庁舎自体を上げなければいけない計画でしたが、そうすると町道からの乗り入れが坂になってしまうということで、今の地盤を上げないということになると、三ヶ所川のように止水板は入れなければならないという考えであります。まだ本設計の方にはちゃんとしたものが入っておりませんので、最悪の事態を想定した形で止水板は入れなければならないのではと考えているところです。以上です。

○議長（甲斐 正國君） ほかにありませんか。ありませんか。質疑がないようですので、質疑を集結します。

これから本件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 正國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第2号工事請負契約の締結について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 正國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は、全部終了しましたので会議を閉じます。これをもちまして、令和2年第1回五ヶ瀬町議会臨時会閉会します。どうもご苦労様でした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時24分閉会

○ 令和２年第１回臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件 名	議決年月日	議決の 結果
報告第１号	専決処分の承認を求めることについて	１月３１日	承認
議案第１号	工事請負契約の締結について	１月３１日	原案可決
議案第２号	工事請負契約の締結について	１月３１日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員